

# がん対策推進基本計画の 変更について

# がん対策基本法における がん対策推進基本計画と都道府県がん対策推進計画

## (がん対策推進基本計画)

第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。
- 5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。

## (都道府県がん対策推進計画)

第十一条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。

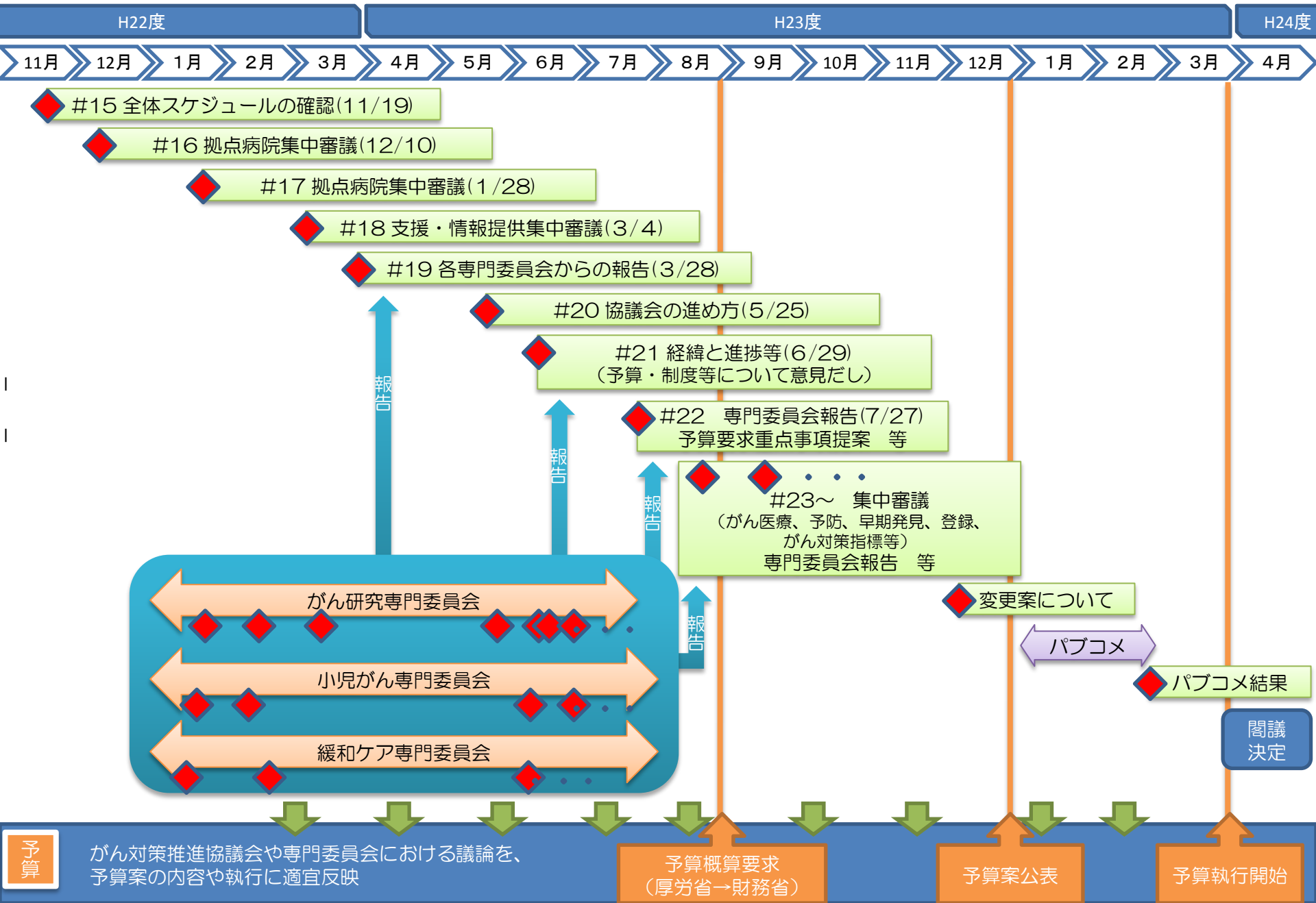
- 2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 3 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。
- 5 第三項の規定は、都道府県がん対策推進計画の変更について準用する。

※ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(平成23年4月5日衆議院提出)  
(がん対策基本法の一部改正)

第五十五条 がん対策基本法(平成十八年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第三項を削り、同条第四項中「変更しなければ」を「変更するよう努めなければ」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を削る。

# がん対策推進基本計画の変更に係る協議スケジュール(案)



# 都道府県がん対策推進計画策定状況

(平成21年11月30日現在)

	都道府県	策定状況	策定期期
1	北海道	済	平成20年3月
2	青森県	済	平成20年5月
3	岩手県	済	平成20年3月
4	宮城県	済	平成20年3月
5	秋田県	済	平成20年4月
6	山形県	済	平成20年3月
7	福島県	済	平成20年3月
8	茨城県	済	平成20年3月
9	栃木県	済	平成20年3月
10	群馬県	済	平成20年3月
11	埼玉県	済	平成20年3月
12	千葉県	済	平成20年3月
13	東京都	済	平成20年3月
14	神奈川県	済	平成20年3月
15	新潟県	済	平成20年7月
16	富山県	済	平成20年3月
17	石川県	済	平成20年3月
18	福井県	済	平成20年3月
19	山梨県	済	平成20年3月
20	長野県	済	平成20年3月
21	岐阜県	済	平成20年3月
22	静岡県	済	平成20年3月
23	愛知県	済	平成20年3月
24	三重県	済	平成20年7月

	都道府県	策定状況	策定期期
25	滋賀県	済	平成20年12月
26	京都府	済	平成20年3月
27	大阪府	済	平成20年8月
28	兵庫県	済	平成20年2月
29	奈良県	済	平成21年11月
30	和歌山県	済	平成20年3月
31	鳥取県	済	平成20年4月
32	島根県	済	平成20年3月
33	岡山県	済	平成21年2月
34	広島県	済	平成20年3月
35	山口県	済	平成20年3月
36	徳島県	済	平成20年3月
37	香川県	済	平成20年3月
38	愛媛県	済	平成20年3月
39	高知県	済	平成20年3月
40	福岡県	済	平成20年3月
41	佐賀県	済	平成20年3月
42	長崎県	済	平成20年3月
43	熊本県	済	平成19年11月
44	大分県	済	平成20年3月
45	宮崎県	済	平成20年3月
46	鹿児島県	済	平成20年3月
47	沖縄県	済	平成20年3月

	平成19年度中
	平成20年度中
	平成21年度中

※ がん対策推進基本計画においては、平成19年度中作成が望ましいとされた

(別添)

## がん診療連携拠点病院の整備について

改正後	改正前
<p><b>I がん診療連携拠点病院の指定について</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>厚生労働大臣が指定するがん診療連携拠点病院については、院内の見やすい場所にごん診療連携拠点病院である旨の掲示をする等、がん患者に対し必要な情報提供を行うこととする。</u></p> <p>5 厚生労働大臣は、がん診療連携拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする。</p> <p><b>II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 研修の実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断、副作用対応を含めた放射線療法・化学療法の推進及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。</p> <p>3 情報の収集提供体制</p> <p>(1) 相談支援センター</p> <p>〈相談支援センターの業務〉</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ <u>HTLV-1 関連疾患であるATLに関する医療相談</u></p> <p>ク その他相談支援に関すること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p><b>I がん診療連携拠点病院の指定について</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 厚生労働大臣は、がん診療連携拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、その指定を取り消すことができるものとする。</p> <p><b>II 地域がん診療連携拠点病院の指定要件について</b></p> <p>1 (略)</p> <p>2 研修の実施体制</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1)のほか、原則として、当該2次医療圏においてがん医療に携わる医師等を対象とした早期診断及び緩和ケア等に関する研修を実施すること。なお、当該研修については、実地での研修を行うなど、その内容を工夫するように努めること。</p> <p>3 情報の収集提供体制</p> <p>(1) 相談支援センター</p> <p>〈相談支援センターの業務〉</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>オ (略)</p> <p>カ (略)</p> <p>キ その他相談支援に関すること</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p>

改正後	改正前
<p>Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について (略)</p>	<p>Ⅲ 特定機能病院を地域がん診療連携拠点病院として指定する場合の指定要件について (略)</p>
<p>Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について (略)</p>	<p>Ⅳ 都道府県がん診療連携拠点病院の指定要件について (略)</p>
<p>Ⅴ 国立がん研究センターの中央病院及び東病院の指定要件について (略)</p>	<p>Ⅴ 国立がん研究センターの中央病院及び東病院の指定要件について (略)</p>
<p>Ⅵ 指定・指定の更新の推薦手続き等、指針の見直し及び施行期日について (略)</p>	<p>Ⅵ 指定・指定の更新の推薦手続き等、指針の見直し及び施行期日について (略)</p>

## ATL・HTLV-1に関する情報

## ●HTLV-1 キャリア指導の手引

厚生労働省研究班「本邦におけるHTLV-1 感染及び関連疾患の実態調査と総合対策」  
[http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/htlv-1\\_d.pdf](http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/dl/htlv-1_d.pdf)

## ●成人T細胞白血病の治療を受ける患者さん・ご家族へ

平成22年度厚生労働科学研究費補助金 第3次対がん総合戦略研究事業  
 「成人T細胞白血病のがん幹細胞の同定とそれを標的とした革新的予防・診断・治療法の確立」  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/dl/atl.pdf>

## ●よくわかる詳しくわかるHTLV-1

平成22年度 厚生労働科学研究費補助金研究事業  
<http://htlv1.joho.org/img/general/illustration/carrier1.pdf>



1

## インターネットによる情報提供 ①

## ○ HTLV-1 ポータルサイト

- ◆「HTLV-1総合対策」の一つとして厚生労働省ホームページにポータルサイトを作成し様々な情報にアクセスできるように作成した。
- ◆ターゲット、メニュー別に情報が検索できるようにし、欲しい情報にアクセスしやすくしている。
  - ターゲット: 妊婦の方へ、キャリアの方・ご家族の方へ、医療関係者・支援に携わる方へ、自治体の方へ
  - メニュー: 相談・医療機関検索、よくわかるHTLV-1マニュアル・手引き、関係通知、リンク

等



<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou29/index.htm>  
 (平成23年1月設置、4月拡充 厚生労働省ホームページに設置)



# インターネットによる情報提供 ②

## ○ HTLV-1 情報サービス

### ◆運営: HTLV-1研究班合同委員会

「重症度別治療指針作成に資すHAMの新規バイオマーカー同定と病因細胞を標的とする新規治療法の開発」研究代表者: 出雲周二(鹿児島大学)

「成人T細胞白血病のがん幹細胞の同定とそれを標的とした革新的予防・診断・治療法の確立」研究代表者: 渡邊俊樹(東京大学)

「成人T細胞白血病リンパ腫に対するインターフェロン $\alpha$ とジドブジン併用療法の有用性の検証」研究代表者: 塚崎邦弘(長崎大学)

「成人T細胞性白血病(ATL)の根治を目指した細胞療法の確立およびそのHTLV-1抑制メカニズムの解明に関する研究」研究代表者: 鶴池直邦(九州がんセンター)

### ◆趣旨:

最新のHTLV-1に関連する専門的な情報を一元的に発信するとともに、患者・患者家族等が参考となる医療機関情報、臨床研究情報についても掲載し、適切な医療機関に円滑に結びつけることを目的とする。

### ◆主な内容:

- ・HTLV-1関連疾患の説明
- ・検査等の説明、用語解説
- ・医療機関情報
- ・臨床研究情報 等



(平成23年3月31日公開)

<http://htlv1joho.org/index.html>

## ○HTLV-1関連疾患に対応出来る診療機関・臨床研究機関

- ◆ HTLV-1キャリアに対応出来る医療機関  
...413医療機関
- ◆ ATL診療が可能な医療機関  
...266医療機関
- ◆ ATL関連の臨床研究参加医療機関数  
...17医療機関
- ◆ HAM診療が可能な医療機関  
...226医療機関

※23年2月現在

※診療科単位で調査している為、医療機関に重複あり

(平成23年度厚生労働科学研究HTLV-1研究班合同委員会 アンケート調査)



### <検索可能な項目>

#### 疾患別検索:

ATL、HAM、キャリア 等

#### 地域別検索:

47都道府県単位

#### 治療方法:

化学療法、骨髄移植 等

疾患から検索

ATL

地域から検索

大阪府

治療方法から検索

指定しない

指定しない

骨髄移植

抗がん化学療法

皮膚科的治療

HAMの治療

検索する

リセットする



## がん診療連携拠点病院の指定更新等に係る 今後のスケジュールについて

「がん診療連携拠点病院の整備に関する指針」平成20年3月1日付け健発第0301001号健康局長通知(平成22年3月31日一部改正)(平成23年3月29日一部改正)(以下、「指針」という)に基づき、平成24年度以降も引き続き、がん診療連携拠点病院(以下、「拠点病院」という)の指定を希望する場合は、平成23年10月末までに、指針に規定する所定の要件を充足した上で、指定に係る更新申請等を行う必要があります。拠点病院の皆様におかれましては、指定推薦及び現況報告書の作成にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、今後のスケジュールは以下のとおりとなっておりますが、「第8回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会」については、別途連絡いたします。

平成23年	10月31日	指定推薦書等提出締め切り
平成23年	12月～	検討会における都道府県からのプレゼンテーション様式の提出依頼予定
平成24年	2月 上旬	第8回がん診療連携拠点病院の指定に関する検討会開催予定
平成24年	4月 1日	検討会により指定が認められた医療機関の指定年月日